



兵庫県中小企業融資制度への 信用保証料補助を創設します!

令和2年度より、尼崎市内事業者が兵庫県中小企業融資制度を利用する際の信用保証料補助を新たに開始し、利用者の資金調達を支援します。また、SDGs企業登録事業^{※1}により登録を受けた事業者が自社のSDGs推進のために県融資制度等を利用した際にも信用保証料の補助を行い、持続可能な経済発展を支援します。

補助対象者 いずれも市内中小企業者等(融資を受け今後市内で事業展開を行う者を含む)

| | 補 助 額 |
|---|--------------------|
| ① 新規開業貸付に基づき融資を受けた者 | 融資額に伴う信用保証料の1/2 以内 |
| ② 第二創業貸付に基づき融資を受けた者 | 〃 1/3 以内 |
| ③ 自社のSDGs推進のための融資を受けたあまがさきSDGsパートナー(登録企業) | 〃 1/3以内 |

申請方法 ①・②については、各融資制度や保証制度ごとに必要な書類とともに下記の書類を兵庫県信用保証協会へ提出ください。助成要件を満たせば、信用保証料支払時に補助相当額が減額されます。利用者から市への請求は不要です。③については、申請方法が異なりますので、別途お問い合わせください。

- (市内中小企業者等の場合)市税に未納がないことの証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)
- (市外 //)市税納付確認書

上記確認書の取得には、市税納付確認書発行依頼書^{※2}に加え、下記別表記載の納税証明書を(公財)尼崎地域産業活性化機構へ提出してください。内容精査の上、確認書を発行します。

| 別 表 | 税 目 | 期 間 |
|---------------|------------------|---------------------------------|
| 法人の場合 | 法人市民税、事業所税 | 申請日の属する事業年度の前年度分 |
| | 固定資産税、軽自動車税 | 申請日の属する年度の前年度分 |
| 法人(設立1年未満)の場合 | 市県民税、固定資産税、軽自動車税 | 申請日の属する年度の前年度分 (代表者個人にかかるもの) |
| 個人事業主の場合 | 市県民税、固定資産税、軽自動車税 | 申請日の属する年度の前年度分 |

尼崎市中小企業資金融資あっせん制度は令和2年3月末日をもって新規受付を停止します。期日以降の受付は行いませんのでご注意ください。

※1) SDGs達成に資する取組を行う企業や団体を「あまがさきSDGsパートナー」として登録・周知するもの。登録事業者に対しては他の市補助事業等を利用する際の上乗せ支援があります。

※2) 市税納付確認書発行依頼書は、尼崎市公式ホームページ(検索ID:1002064)から取得できます。

お問い合わせ先 公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 事業課

〒660-0881 尼崎市昭和通2丁目6番68号

TEL 06-6488-9501

尼崎市 経済環境局 経済部 地域産業課

〒660-0876 尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル3階

TEL 06-6430-9750